

北海道告示第10691号

昭和49年北海道告示第809号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

令和3年5月13日

北海道知事 鈴木 直道

農政第33号様式その1、農政第101号様式その1、農政第105号様式、農政第106号様式、農政第107号様式、農政第108号様式、農政第109号様式、農政第110号様式、農政第111号様式、農政第112号様式その1、農政112号様式その2、農政第113号様式、農政第169号様式及び農政第178号様式を次のように改める。

〇〇年度農業委員会等活動促進事業計画(実績)書

事業実施主体名	農業委員会
---------	-------

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容

(1) 農業委員会交付金事業

農業委員及び農地利用最適化推進委員手当					職員設置費					
委員数	総事業費 (A)	交付対象経費 (B)	交付金額 (C)	市町村 (D)	職員数		総事業費 (A)	交付対象経費 (B)	交付金額 (C)	市町村 (D)
					人	うち交付対象職員数				
人	円	円	円	円	人	人	円	円	円	円

農地調査・資料整備費					農業委員会交付金事業 計			
対象件数	総事業費 (A)	交付対象経費 (B)	交付金額 (C)	市町村 (D)	総事業費 (A)	交付対象経費 (B)	交付金額 (C)	市町村 (D)
件	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 「職員設置費」の「総事業費」欄は、農業委員会の全職員(臨時職員等は含まない。)に係る職員設置費の総額を記載すること。
 2 「職員設置費」の「交付対象経費」欄は、交付対象職員の交付の対象となる額を記載すること。

(2) 農地利用最適化交付金事業

活動実績に応じた交付金				成果実績に応じた交付金				農地利用最適化交付金 計			
総事業費 (B)+(C)	交付対象経費 (A)	交付金額 (B)	その他 (C)	総事業費 (B)+(C)	交付対象経費 (A)	交付金額 (B)	その他 (C)	総事業費 (B)+(C)	交付対象経費 (A)	交付金額 (B)	その他 (C)
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(注) 「成果実績に応じた交付金」欄については、事業実施計画では記入不要です。

(3) 機構集積支援事業

農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業				農地の有効利用を図るための支援事業				機構集積支援事業 計			
総事業費 (B)+(C)	交付対象経費 (A)	交付金額 (B)	その他 (C)	総事業費 (B)+(C)	交付対象経費 (A)	交付金額 (B)	その他 (C)	総事業費 (B)+(C)	交付対象経費 (A)	交付金額 (B)	その他 (C)
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(4) 実施による効果(成果)

(注) 具体的な内容を記入すること。

- 注1 この様式は、国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型の場合に限る。以下同じ。）、水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）、水利施設等整備事業（地域農業水利施設保全型）、農業集落排水事業、農地保全整備事業、経営体育成促進換地等調整事業、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（洪水調節機能強化型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（簡易整備型））、機能保全計画策定事業、農村地域防災減災事業、震災対策農業水利施設整備事業、水利用調整事業、土地改良施設突発事故復旧事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、団体営実施計画策定事業、水利施設管理強化事業、農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）及び農村整備事業（計画策定等事業）に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。
- 2 「費目」欄には、工事費の内訳（純工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費、用地費及び補償費、換地費、全体実施設計費等）を記載すること。
- 3 「工種」欄には、純工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、用（排）水路、農道、ずい道、橋りょう、処理施設、管路施設、農地保全等を記載すること。
- 4 国営造成施設管理体制整備促進事業にあつては、「費目」欄には、操作運転費、点検整備費及び機械器具費を記載し、「事業量」欄及び「事業費」欄には該当する事業量（操作運転費にあつては、主要施設数及び人員配置計画員数）及び事業費を記載すること。
なお、「事業実施による効果」欄には、事業期間及び事務所の所在地（市町村名）を記載すること。
- 5 「事業実施による効果」欄の面積の水田、畑地又はその他には、当該地区のそれぞれの受益面積を記載すること。
なお、農業集落排水事業の場合は、「面積」を「戸数」と、「ha」を「戸」と書き換えて使用すること。
- 6 「事業実施による効果」欄の施行年度には、当該地区が事業に着手した年度及び事業の完了を予定している年度を記載すること。
なお、全体実施設計期間があるものにあつては、上段にその年度を括弧書きで記載すること。
- 7 「事業実施による効果」欄の工期には、当該年度の工事の着手及び完成の予定年月（実績報告の場合は、着手及び完成の年月）を記載すること。
- 8 「事業実施による効果」欄の予定管理者には、当該事業によって造成される施設の予定管理者を記載すること。
- 9 「事業実施による効果」欄には、事業主体ごとに、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額 円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記載すること。
- 10 「事業実施による効果」欄の効果は、具体的に記載すること。
なお、実績報告の場合にあつては、効果の記載を要しない。
- 11 補助事業の内容の変更、経費の配分の変更等の承認申請（以下「補助事業変更承認申請」という。）の場合は、変更前の事業量及び事業費を下段に括弧書きで記載すること。
なお、実績報告の場合で、最終の補助事業変更承認申請と事業費が異なる場合には、当該最終補助事業変更承認申請の事業費を下段に括弧書きで記載すること。
- 12 補助金の交付申請の場合には実施設計書、補助事業変更承認申請の場合には変更実施設計書、実績報告の場合には出来高設計書を添付すること。
- 13 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（簡易整備型））にあつては、「費目」欄には、工事費の内訳（純工事費、測量設計費、用地費及び補償費、船舶機械器具費、全体実施設計費、換地費）を記載し、「工種」欄は記載不要であること。
- 14 団体営実施計画策定事業及び農村整備事業（計画策定等事業）にあつては、「費目」欄を「市町村名等」欄に、「工種」欄を「調査項目」欄に、本年度の「事業量」欄を「全体調査費」欄に、本年度の「事業費」欄を「算出根拠」欄（支出科目ごとに記載すること。）にそれぞれ読み替えて記載し、「受益面積」欄、「総量」欄、「前年度まで」欄及び「翌年度以降」欄の記載を要しない。

農政第105号様式

請 負 (委 託) 調 書

工種	施行箇所	事業量	設計金額 円	設計責任者氏名	契約金額 円	契約年月日	契約方式競争・(随契約の)別	請負人住所氏名	工期	着工年月日 完成年月日	監督員氏名	完成検査		工事費等の支払方法			備考	
												年月日	検査員職氏名	年月日	金額	支払方法		

注1 この様式は、国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型の場合に限る。）、水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）、水利施設等整備事業（地域農業水利施設保全型）、農地・農業用施設災害復旧事業、農業用施設災害関連事業、農業集落排水事業、農地保全整備事業、農地整備事業（農業経営高度化支援事業）、水利施設等保全高度化事業（農業経営高度化支援事業）、水利施設等整備事業（農業経営高度化支援事業）、経営体育成促進換地等調整事業、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（洪水調節機能強化型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（簡易整備型））、機能保全計画策定事業、震災対策農業水利施設整備事業、農業基盤整備促進事業、水利用調整事業、農村地域防災減災事業、中山間地域所得向上支援事業、農地耕作条件改善事業、土地改良施設突発事故復旧事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、団体営実施計画策定事業、農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）及び農村整備事業（計画策定等事業）に要した経費に係る補助金等に関し実績報告をする場合に使用すること。

- 2 請負（委託）契約1件ごとに記載すること。
- 3 契約を変更した場合は、「設計金額」、「契約金額」及び「契約年月日」欄に変更前のものを上段に括弧書きで記載すること。
- 4 「工種」欄は、農政第101号様式、農政第102号様式及び農政第103号様式と同様に記載すること。
- 5 農地整備事業（農業経営高度化支援事業）、水利施設等保全高度化事業（農業経営高度化支援事業）及び水利施設等整備事業（農業経営高度化支援事業）にあつては、「工種」欄を「事業種類」に変えて使用すること。
- 6 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（簡易整備型））の場合は、「工種」欄は記載不要であること。
- 7 「施行箇所」欄には、ダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場等の施設にあつてはその名称を、用（排）水路、農道等にあつては幹線、支線名等を暗きよ排水、客土、区画整理、農地造成等にあつては工区名を記載すること。
- 8 「工期」欄には、請負（委託）契約書の工期を記載すること。
- 9 「請負人住所氏名」欄に記載する住所は、市町村名とする。
- 10 「監督員職氏名」欄には、補助監督員も記載すること。
- 11 「支払方法」欄には、口座振替、小切手、現金等と記載すること。

農政第106号様式

直 営 調 書 (支 給 品 費)

工 種	品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	購入年月日	支 払 年 月 日	支 払 先	備 考
				円	円				

- 注1 この様式は、水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）、水利施設等整備事業（地域農業水利施設保全型）、農地・農業用施設災害復旧事業、農業用施設災害関連事業、農業集落排水事業、農地保全整備事業、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（洪水調節機能強化型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（簡易整備型））、機能保全計画策定事業、農業基盤整備促進事業、水利用調整事業、農村地域防災減災事業、中山間地域所得向上支援事業、農地耕作条件改善事業、土地改良施設突発事故復旧事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）及び農村整備事業（計画策定等事業）に要した経費に係る補助金等に関し実績報告をする場合に使用すること。
- 2 「工種」欄は、農政第101号様式、農政第102号様式及び農政第103号様式と同様に記載し、工種ごとに計を付すこと。
- 3 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（簡易整備型））にあっては、「工種」欄は記載不要であること。

農政第107号様式

直営工事調書（材料費、労務費、役務費、需用費等）

工種	名称	数量	単価	金額	支払年月日	支払先	備考
			円	円			

- 注1 この様式は、水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）、水利施設等整備事業（地域農業水利施設保全型）、農地・農業用施設災害復旧事業、農業用施設災害関連事業、農業集落排水事業、農地保全整備事業、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（洪水調節機能強化型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（簡易整備型））、機能保全計画策定事業、農業基盤整備促進事業、水利用調整事業、農村地域防災減災事業、中山間地域所得向上支援事業、農地耕作条件改善事業、土地改良施設突発事故復旧事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）及び農村整備事業（計画策定等事業）に要した経費に係る補助金等に関し実績報告をする場合に使用すること。
- 2 「工種」欄は、農政第101号様式、農政第102号様式及び農政第103号様式と同様に記載し、工種ごとに計を付すこと。
- 3 「名称」欄には、職種、品名等を記載すること。
- 4 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（簡易整備型））にあつては、「工種」欄は記載不要であること。

農政第108号様式

直営調書（工事雑費、事務（雑）費、その他）

品名又は名称	数 量	単 価	金 額	支払年月日	支 払 先	備 考
		円	円			

- 注1 この様式は、農地・農業用施設災害復旧事業、農業用施設災害関連事業、むらづくり総合整備事業、農業集落排水事業、農地保全整備事業、農地整備事業（農業経営高度化支援事業）、水利施設等保全高度化事業（農業経営高度化支援事業）、水利施設等整備事業（農業経営高度化支援事業）、経営体育成促進換地等調整事業、農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）及び農村整備事業（計画策定等事業）に要した経費に係る補助金等に関し実績報告をする場合に使用すること。
- 2 工事雑費、事務（雑）費及びその他ごとに区分して記載し、それぞれ計を付すこと。
- 3 むらづくり総合整備事業の工事雑費は、「農業生産基盤整備事業」及び「農業生産基盤整備事業以外」に区分して記載し、それぞれ計を付すこと。
- 5 元気な地域づくり交付金にあつては、「備考」欄にメニュー名及び（ ）書きで地区名を記載すること。
- 6 農地整備事業（農業経営高度化支援事業）、水利施設等保全高度化事業（農業経営高度化支援事業）及び水利施設等整備事業（農業経営高度化支援事業）にあつては、事業種類ごとに区分して記載し、それぞれ計を付すこと。

農政第109号様式

用 地 買 収 調 書

工 種	所 有 者		買 収 地			買収面積	単 価	金 額	用 途	契約年月 日	登記年月 日	支払年月 日	備考
	住 所	氏 名	所在	地番	地目								
							円	円					

- 注1 この様式は、水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）、水利施設等整備事業（地域農業水利施設保全型）、農地・農業用施設災害復旧事業、農業用施設災害関連事業、農業集落排水事業、農地保全整備事業、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（洪水調節機能強化型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（簡易整備型））、機能保全計画策定事業、農業基盤整備促進事業、水利用調整事業、農村地域防災減災事業、中山間地域所得向上支援事業、農地耕作条件改善事業、土地改良施設突発事故復旧事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）及び農村整備事業（計画策定等事業）に要した経費に係る補助金等に関し実績報告をする場合に使用すること。
- 2 「工種」欄は、農政第101号様式、農政第102号様式及び農政第103号様式と同様に記載し、工種ごとに計を付すこと。
- 3 「地目」欄には、現況地目を記載すること。
- 4 土地に関する所有権以外の権利の消滅に要した経費についても記載するものとし、「備考」欄に消滅した権利の名称を付記すること。
- 5 土地の所有権の価格と所有権以外の価格とを分離することが困難なときは、「金額」欄には分離しない価格を記載し、「備考」欄にその旨付記すること。
- 6 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（簡易整備型））にあつては、「工種」欄は記載不要であること。

農政第110号様式

補 償 費 調 書

工種	補償物件 又は権利	補償物件 又は権利 の所在地	被補償者住所氏 名	数量	単 価	金 額	契約年月 日	補償物件 の移転等 確認年月 日	権利の登 記年月日	支払年月 日	備考
					円	円					

注1 この様式は、水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）、水利施設等整備事業（地域農業水利施設保全型）、農地・農業用施設災害復旧事業、農業用施設災害関連事業、農業集落排水事業、農地保全整備事業、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（洪水調節機能強化型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（簡易整備型））、震災対策農業水利施設整備事業、農業基盤整備促進事業、水利用調整事業、農村地域防災減災事業、中山間地域所得向上支援事業、農地耕作条件改善事業、土地改良施設突発事故復旧事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、団体営実施計画策定事業、農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）及び農村整備事業（計画策定等事業）に要した経費に係る補助金等に関し実績報告をする場合に使用すること。

2 「工種」欄は、農政第101号様式、農政第102号様式及び農政第103号様式と同様に記載し、工種ごとに計を付すこと。

3 「補償物件又は権利」欄には、立毛等の補償にあつてはその作物名を、移転補償にあつてはその対象物件名を記載すること。

4 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（簡易整備型））にあつては、「工種」欄は記載不要であること。

農政第111号様式

船 舶 及 び 機 械 器 具 費 調 書

区分	品名及び名称	規格、形式、寸法等	数 量	単 価	金 額	取得年月日	耐用年数	備 考
				円	円			

注1 この様式は、水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）、水利施設等整備事業（地域農業水利施設保全型）、農地・農業用施設災害復旧事業、農業用施設災害関連事業、農業集落排水事業、農地保全整備事業、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（洪水調節機能強化型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（簡易整備型））、震災対策農業水利施設整備事業、農業基盤整備促進事業、水利用調整事業、農村地域防災減災事業、中山間地域所得向上支援事業、農地耕作条件改善事業、土地改良施設突発事故復旧事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）及び農村整備事業（計画策定等事業）に要した経費に係る補助金等に関し実績報告をする場合に使用すること。

2 「区分」欄には、購入、借上げ、運搬、据付け、撤去等を記載すること。

3 借上げの場合は、「備考」欄にその期間を記載すること。

農政第112号様式その1

取 得 財 産 台 帳

事業名	地区名	事業主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収又は取得年月日	処分制限期間		処分の状況			備考	
									耐用年数	処分制限年月日	処分の種別	処分年月日	補助金返還額		
						円	円							円	

- 注1 この様式は、農地保全整備事業、農業集落排水事業、農地・農業用施設災害復旧事業、農業用施設災害関連事業、農地整備事業（農業経営高度化支援事業）、水利施設等保全高度化事業（農業経営高度化支援事業）、水利施設等整備事業（農業経営高度化支援事業）、経営体育成促進換地等調整事業、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（洪水調節機能強化型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（簡易整備型））、農業基盤整備促進事業、農村地域防災減災事業、中山間地域所得向上支援事業、農地耕作条件改善事業、土地改良施設突発事故復旧事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）及び農村整備事業（計画策定等事業）に要した経費に係る補助金等に関し実績報告をする場合に使用すること。
- 2 この様式は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第225号）第13条に定める財産について記載すること。
- 3 「処分制限年月日」欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 4 「処分の種別」欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
- 5 「備考」欄に、当該事業に係る補助率等を記載すること。
- 6 数年に渡って施工する施設については、完成した年度において記載するものとし、「備考」欄にその施工期間を記載すること。
- 7 農地・農業用施設災害復旧事業及び農業用施設災害関連事業にあつては、地区名に括弧書きで「地区番号及び箇所番号」を記載すること。

農政第112号様式その2

取 得 財 産 台 帳

地区名	地区	事業実施年度	年度	農林水産省所管		事業	処分制限期間		処分の状況		摘要
財産名	規格	取得価格	負担区分			取得年月日	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
			国庫補助金	道 費	そ の 他						
		円	円	円	円						

- 注1 この様式は、国営造成施設管理体制整備促進事業、基幹水利施設管理事業、水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）、水利施設等整備事業（地域農業水利施設保全型）、機能保全計画策定事業、水利利用調整事業及び水利施設管理強化事業に要した経費に係る補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。
- 2 この様式は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第225号）第13条に定める財産について記載すること。
- 3 「処分制限年月日」欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 4 「処分の内容」欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
- 5 数年に渡って施工する施設については、完成した年度において記載するものとし、「摘要」欄にその施工期間を記載すること。
- 6 国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型の場合に限る。）にあつては、間接補助事業に係るものについても記載し、「摘要」欄に事業主体名を付記すること。

農政第113号様式

残 材 料 調 書							
地 区 名 (地区番号及び箇所番号)	名 称	形 状 寸 法	数 量	単 価	金 額	検収又は取得年月日	備 考
				円	円		

注1 この様式は、水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）、水利施設等整備事業（地域農業水利施設保全型）、農地・農業用施設災害復旧事業、農業用施設災害関連事業、農業集落排水事業、農地保全整備事業、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（洪水調節機能強化型））、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（簡易整備型））、農業基盤整備促進事業、水利用調整事業、農村地域防災減災事業、中山間地域所得向上支援事業、農地耕作条件改善事業、土地改良施設突発事故復旧事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）及び農村整備事業（計画策定等事業）に要した経費に係る補助金等に関し実績報告をする場合に使用すること。

2 「地区番号及び箇所番号」欄は、農地・農業用施設災害復旧事業及び農業用施設災害関連事業について記載すること。

食料産業・6次産業化交付金実施計画(実績)書

1 食料産業・6次産業化交付金（6次産業化施設整備事業及び食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業）の対象となる事業の内容等

市町村名	事業実施主体名	メニュー	対象農林水産物名	事業内容 (工種、施設区分、構造・規格、能力等)	事業費	負担区分				実施による効果(成果)	備考
						国庫交付(補助)金	市村	町費	その他		
					円	円	円	円	円		
合 計											

注1 この様式は、食料産業・6次産業化交付金のうち6次産業化施設整備事業及び食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業又は6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業に係る補助金の交付を申請し、又は当該事業に関し実績報告をする場合に使用すること。

2 6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業の場合は、様式中の「食料産業・6次産業化交付金」を「6次産業化市場規模拡大対策整備交付金」に、「6次産業化施設整備事業及び食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業」を「食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業」とすること。

3 全ての欄について、事業実施主体ごとに記入すること。なお、補助率が複数ある場合は、補助率ごとに区分して記入し、補助率を備考欄に記入すること。

4 メニューの欄については、食料産業・6次産業化交付金の場合は、同実施要綱別記8-1第2各号に規定する施設及び別記10第3の1及び2に規定する事業名を、6次産業市場規模拡大対策整備交付金の場合は、同実施要綱第3の1及び2に規定する事業名を記入すること。

5 事業内容の欄については、施設区分等ごとに具体的な整備内容（基数、台数、面積等）を記入すること。

6 備考欄には、事業実施主体毎に、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

また、事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。

7 交付申請の場合は実施設計書、実績報告の場合は出来高設計書及び各交付金交付要綱に定める財産管理台帳を添付すること。

消費・安全対策事業計画（実績）書

1 消費・安全対策事業（整備事業）の対象となる事業の内容等

事業区分	事業実施主体	設置箇所又は設置場所	事業内容 (構造規格、能力等)	工期		事業費	負担区分			担保 金融機関名 融資名 融資金額 償還年数 その他	備考
				着工 (予定) 年月日	竣工 (予定) 年月日		国庫 (補助) 相当額	市町村費	その他		
						円	円	円	円		
	小計										
	小計										
	計										

- (注) 1 この様式は、消費・安全対策事業（整備事業）に係る補助金の交付を申請し、又は当該事業に関し実績報告をする場合に使用すること。
- 2 「事業区分」欄には、「畜産振興総合対策事業（地域衛生管理体制整備事業）」と記載すること。
- 3 「担保」欄には、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受けようとする場合に、金融機関名、融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項を記入すること。
- 4 「備考」欄には、事業種目ごと、事業実施主体ごとに消費税等仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額 円、うち国費相当額 円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 5 交付申請の場合は補助対象事業費等の積算根拠となる資料、実績報告の場合は出来高設計書及び財産管理台帳を添付すること。

2 事業実施による効果

(注) 交付申請の場合は実施により期待される効果を、実績報告の場合は実施による成果を具体的に記載すること。